

綾瀬市職員通信自主研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に勤務する職員で、通信研修を受講する者に対して、その受講料の一部を助成することにより、自己啓発意欲の高揚を図り、もってその成果を行政遂行の一助とすることを目的とする。

(受講の申請)

第2条 通信自主研修の受講を希望する者は、市長の指定する通信研修コースから1コースを選択し、通信自主研修受講申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(受講の決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、必要事項の確認を行い、速やかに通信自主研修受講決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(助成の対象)

第4条 助成の対象は、前条の承認を受けた者で、指定期間内に受講を終え、修了証を取得したもの（以下「修了者」という。）とする。

(助成金の額)

第5条 前条に規定する修了者に対する助成金の額は、一人1万円を限度として受講料の2分の1の額とする。

(助成金の申請)

第6条 修了者は、修了証が発行された日から1箇月以内に通信自主研修助成申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に修了証の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 市長は、修了者から前条の申請書を提出されたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、通信自主研修助成決定通知書（第4号様式）により修了者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月4日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

通信自主研修受講申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

所属

職 名

氏 名

次のとおり通信自主研修の受講を申請します。

受講コース	(機関名)	(コース名)
テキスト送付先	〒 	フリガナ TEL

第2号様式（第3条関係）

通信自主研修受講決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった通信自主研修の受講について、次のとおり決定します。

所 属		職 名		氏 名	
受講コース	(機 関 名) (コ ー ス 名)				
決 定 区 分	☐ 承認する。 ☐ 承認しない。				

※ 助成金額は、受講料の2分の1（限度額10,000円）を予定していますが、受講者が多数のため、修了者数によっては限度額を変更する場合があります。

第3号様式（第6条関係）

通信自主研修助成申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

所 属

職 名

氏 名

・

次のとおり通信自主研修の助成を申請します。

受 講 機 関 名	
受講コース名	
受 講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月間）
受 講 料	円
添 付 書 類	修了証の写し 1 部

第4号様式（第7条関係）

通信自主研修助成決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった通信自主研修の助成について、次のとおり
決定します。

受講機関名	
受講コース名	
決定区分	☐ 助成する。 ☐ 助成しない。
助成決定金額	円

通信自主研修のしくみ

